

第6章

特別掲載資料

「再犯防止に関する国連モデル戦略（京都モデル戦略）」

本章の掲載資料は、令和7年12月に国連総会で採択された再犯防止に関する国連モデル戦略について、日本語に仮訳したものである。

- United Nations Model Strategies on Reducing Reoffending
(the Kyoto Model Strategies)



再犯防止に関する国連モデル戦略 (京都モデル戦略)

国連総会は、

2021年3月7日から12日までの間に、日本の京都市で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議の成果を想起し、京都宣言¹に示された再犯防止のためのコミットメントを注視し、

再犯防止に関するモデル戦略の策定を目指して、当総会が国連薬物・犯罪事務所に対し、任意拠出金を利用可能な範囲内で、再犯防止に関するモデル戦略に係るオープン・エンド政府間専門家会合を2回、全国連公用語の通訳付きで開催するよう求めたことも想起し、

1. オープン・エンド政府間専門家会合で行った再犯防止に関するモデル戦略草案策定の取組を歓迎するとともに、これらの会合についての専門家グループの報告²を注視し、
2. 本決議書付録の再犯防止に関するモデル戦略案を再犯防止に関する国連モデル戦略として採択し、
3. 再犯防止に関する国連モデル戦略を通称「京都モデル戦略」とするという専門家グループの勧告を承認し、
4. 国連薬物・犯罪事務所に対し、その権限の範囲内で以下のことを行うよう求める。
 - (a) 再犯防止に関する国連モデル戦略を幅広く周知するための措置を講じること。
 - (b) 各国のニーズと能力を特定し、各国の要請に応じて、各国の優先順位に従い、再犯防止のための法律、手続、政策及び実務を状況に応じて策定または強化するための技術支援と助言を加盟国に提供すること。
 - (c) 各加盟国の持つ経験と立場を考慮して、再犯防止に関する研修教材を作成し技術支

¹ 国連総会決議76/181付属資料。

² E/CN.15/2024/15及びE/CN.15/2025/14。

援の機会を提供するため、またその点に関する成功事例の情報を広く共有するために、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関及びその他の関係する国・地域の機関と緊密に連携すること。

5. 加盟国及びその他のドナーに対し、上記の目的のための任意拠出金の提供を、当該資金に国連の規則及び手続が適用されるという認識の下で呼びかけ、国連薬物・犯罪事務所に対し、当該任意拠出金を効率的かつ効果的に使用するよう求める。

付属書

再犯防止に関する国連モデル戦略 (京都モデル戦略)

A. 導入

1. 再犯防止は、社会復帰を最大限促すとともに、新たな被害者が生まれることを最小限に抑え、かつ、社会の安全性の向上及び刑事司法にかかるコストの削減に大いに寄与することから、刑事司法制度の主たる目的の1つである。とりわけ、常習的な再犯（反復される対応困難な犯罪行為であって、被害者及び公共の安全と信頼に深刻な影響を及ぼすもの）の影響に鑑みて、加盟国がこの問題への対処に財政上のリソースを含めた相当の労力を集中させるべきであることは明らかである。本モデル戦略は、刑事司法手続全体を通じて、犯罪者の更生及び社会復帰の可能性に投資することにより、再犯防止を図るものである。この点に関して、更生を促すような刑務所環境の確立と、社会における非拘禁措置の効果的な利用の双方を目指す取組が推進されるべきである。
2. 多くのエビデンスが、犯罪者の更生、社会復帰、犯罪者一人ひとりの犯罪からの離脱及び修復的司法を推進することによって、再犯を防止できることを明らかにしている。しかしながら、刑事司法制度のみではこの問題を解決することはできない。貧困、社会的不平等、疎外、人種その他の差別など、犯罪行動の根本原因や、犯罪者の良好な社会復帰を阻む現実的な困難及びスティグマに対処することが必要である。本モデル戦略は、再犯のサイクルを絶つには、様々なセクターが関与する包括的で組織横断的なアプローチと、社会の全セクターによる積極的な参加が必要であり、それらがなければ世界中で報告されている再犯率は高いままであるとの認識に立っている。

3. 「再犯」の定義は、文脈によって、また同文脈内であっても様々であり、再度の逮捕や再度の起訴といった意味から、再度有罪判決を受けることや再度拘禁されることまで及び、時には一定期間内の再犯を指す場合もあれば、異なる罪種に関して言及されている場合もある。再犯の実態を把握し、再犯を減らすためのエビデンスに基づいた実務の発展及び比較可能なデータの作成のためには、国内及び国際レベルで明確な統一された定義が重要になるが、本モデル戦略では、「再犯」の定義を提案することは目指していない。本モデル戦略において、「再犯」とは、過去に1つ又は複数の罪を犯した者が新たな罪を犯すことを幅広く指す。
4. 犯罪率が、青年期の終わりから成人期の始まりにかけて統計上のピークを迎えることを踏まえ、若年齢と犯罪の関係は、十分に実証されている。したがって、児童の犯罪への関与並びに児童³及び若年成人⁴による再犯を防止するための戦略、方針及びプログラムは、将来への投資として、また新たな被害者の発生を最小限にし、社会の安全を促進する上で特に重要である。しかしながら、児童が身体的・心理的発達という点において成人とは異なることや、法に抵触した児童の処遇には異なる規範的枠組⁵が適用されることに鑑み、本モデル戦略は児童に関する事項を対象とすることは意図していない。ここに記すアプローチの多くは、犯罪に関与した児童に対処する上でも効果的かつ適切であると考えられるものの、この問題への対処に際しては、児童の権利に関する条約に謳われている4つの基本原則⁶を最も重視すべきである。そのために、加盟国は児童に特化した司法制度及び児童保護サービスを整備する必要がある。また加盟国は、そうした制度及びサービスの特徴を、可能であれば若年成人、特に法律上の成年への移行期に法を犯した者に対して広げる場合についても検討すべきである。
5. 再犯防止の取組では、ジェンダーに配慮したアプローチが必要である。すなわち、犯罪に至った多様な経緯や過去の被害経験、社会経済的困難、ジェンダーに基づく暴力や差別といった社会復帰の妨げとなる諸事情、社会的スティグマ、未だ解消されていないトラウマや精神的健康上のニーズなどに配慮したアプローチが必要であ

³ 本モデル戦略において「児童」とは、18歳未満の者をいう。ただし、当該児童に適用される法律の下でより早く成年に達する場合はこの限りでない（児童の権利に関する条約第1条参照）。

⁴ 「若年成人」という用語については国際的に合意された定義はなく、全ての法制度の中で認められた「若年成人」の概念というものもない。本モデル戦略において「若年成人」とは、18歳以上であるが成年期の初期にある者であって、各法制度の下で、犯罪に関して少年司法制度の中で、又はその者の身体的・心理的発達を考慮したその他の形で処遇される場合がある者をいう。

⁵ 児童の権利に関する条約、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）、少年非行の予防のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則、犯罪被害児童及び証人に関わる事項に関する司法ガイドライン及び犯罪防止と刑事司法の分野における児童に対する暴力撤廃に関する国連モデル戦略及び実務の方策を含む。

⁶ 差別を受けないこと、児童にとって最善の利益が考慮されること、生存と発達の権利及び参加の権利が確保されること。

る。また、再犯防止戦略においては、状況に応じて、妊娠中、乳幼児の母親又は養育・介護の主たる担い手である女性犯罪者が置かれている特有の事情も考慮しなければならない。

6. 本モデル戦略は、実務的で柔軟な指針を加盟国に示すことを意図したものであり、規範的な性質を持つものではない。本モデル戦略は、法的義務を定めるのではなく、加盟国が各国の法制度の枠組みの中で、適用されうる国際法（関連する人権法を含む）に従い、また、犯罪防止・刑事司法に関する既存の国連の基準・規範の関連条項を踏まえ、これら既存の基準・規範を尊重しつつ、考慮し利用するグッドプラクティスを提供することを意図したものである。本モデル戦略は、犯罪防止に寄与することを目指したものである。本モデル戦略は、公共の安全の確保、犯罪からの社会の保護、犯罪の重さ・性質・状況に相応した量刑、刑事責任の確保、再犯の根本原因への対処、被害者の権利の保護及び司法の実現の妨害の防止に関する加盟国の幅広い取組を補完し、これらを損なうことなく実施されるものであるべきである。
7. 世界各地の法的、社会的、経済的及び地理的条件は極めて多様であるため、再犯防止に関する戦略策定に向けた加盟国の取組においては、戦略の効果的な実行に必要とされるリソース及び制度的な支援の程度は国によって大きく異なるという事実並びに常に固有の実情が考慮されなければならないという事実を勘案する必要がある。本モデル戦略の効果的な適用には、政府機関同士が緊密に協力すること、また、この戦略によって特に影響を受ける人々を代弁・代表する者を含む非政府関係者が国内法に従って建設的な形で参加することが必要となる。
8. 上記のことを背景として、本モデル戦略では、刑事司法の過程における個別化が再犯防止の中心的な要素として位置付けられている。犯罪者について十分な情報に基づく決定を行うためには、必要に応じて、個別のアセスメントを行うことが極めて重要であると考えられている。再犯防止という共通の目標を達成するため、本モデル戦略は、再犯防止を実現する手段として、ダイバージョン・プログラムや公判前の身柄拘束に替わる措置を含む非拘禁措置の効果的な利用を状況に応じて促進すること、更生につながる刑務所運営体制を構築・推進すること及び犯罪者の社会復帰を促進することを意図している。
9. 本モデル戦略で扱う再犯防止のための更生プログラムや介入措置の選択及び提供は、刑務所内のものか社会内のものかを問わず、個々の犯罪者の犯罪誘発要因及び個人の強みに基づくべきである。拘禁手段を用いる場合において、本モデル戦略

は、更生を促進する刑務所環境を構築し、効果的な釈放と社会復帰プロセスを実現するとともに、拘禁に伴う弊害のリスクを最小限にすることを意図している。また、司法分野全体及び司法分野を超えた協力、啓発及び体制構築、並びに持続可能な措置の重要性が強調されている。最後に、本モデル戦略は、再犯防止の取組の特定と評価に関する提言を行う。

10. 本モデル戦略は、犯罪防止・刑事司法に関する既存の国連の基準・規範を補完することを意図している。したがって、個々の戦略はその他の関連する基準・規範、とりわけ国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）及び非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）の適用を妨げることなく、これらと併せて考慮されるべきである。

B. 個別アプローチ

基本原則I

犯罪者の処遇に関する決定は、個々の犯罪者の状況に応じて、また個々の犯罪者のリスク、ニーズ及び能力や特性といった反応性に対する包括的かつ継続的なアセスメントに基づいて行うべきである。また、犯罪者の人生の目標、価値観及び希望も考慮すべきである。

11. 加盟国は、再犯防止に取り組むに当たり、画一的なアプローチをとることは避け、犯罪者や犯罪者の類型を一様な集団として扱うことも避けるべきである。犯罪者を正式な司法手続の下で取り扱うか否か、有罪判決時の量刑及びどのように刑を執行するかを判断するに当たって、意思決定者は、可能な場合には、個々の対象者及び対象者がその時点で置かれている個別の状況を考慮すべきである⁷。

アセスメント

モデル戦略1

加盟国は、犯罪者の処遇に関する決定を、個別アセスメントに基づいて行うべき

⁷ 東京ルールズの規則7.1、8.1、10.3及びネルソン・マンデラ・ルールズの規則89～94を参照。

であり、そのようなアセスメントは、適切と認められる専門家において、地域の実情に即し、かつその正確性について検証され、標準化された指標を使用して行うべきである。加盟国は、個別アセスメントの実施及び関連情報の共有に関する協力において、刑務所及び保護観察当局の関与に加えて、その他の関連する刑事司法関係者を関与させ、状況に応じて、社会福祉当局や関連するその他のステークホルダーからの補完的な支援を得るべきである。この点に関して、データ保護に十分留意する必要がある。

12. 個々の犯罪者に関する決定は、個別アセスメントの所見に基づくことを明確に示すべきである。そうしたアセスメントは、例えば次の場合に実施又は更新されるべきである。(a)適切な量刑もしくは措置を決定しようとする、又は犯罪者に正式の司法手続によらないダイバージョンを適用することを検討する場合；(b)拘禁又は監督の期間の開始時；(c)犯罪者の人生における社会的又は法的な地位に影響を及ぼすような重大な変化があった場合；(d)犯罪者の刑務所からの早期釈放を検討する場合；(e)監督又は分類の性質又はレベルの変更を検討する場合；(f)拘禁又は監督の期間の終了時。また、継続的な犯罪からの離脱の努力を支援する中で定期的にアセスメントを見直すことも考えられる。アセスメントの方法と結果について、犯罪者は、理解できる形で説明されるべきである。適切な場合には、犯罪者自身にも積極的にアセスメントの過程に参加するよう促すべきである。また、国内法に従って、犯罪者が家族又は連絡先として指定されている人に対し、適切に伝達できるようにし、その手段が与えられるべきである。
13. 詳細なアセスメントを行うため、犯罪者の現在の本件（1つ又は複数の）犯罪、犯罪歴並びに社会経済的及び個人的な背景や経歴に関する信頼性のある情報を入手することが極めて重要である。こうした事項を全て把握するには、刑事司法機関間の緊密な連携が必要であり、また社会福祉機関、保健分野の機関、市民社会団体を含むその他の関係者との協力も有用である。アセスメントに必要な情報へのアクセスを円滑にするため、ケースマネジメントシステム及び情報共有は設計されるべきであるととも、個人情報データの保護措置と情報セキュリティ対策も適切に講じる必要がある。
14. 個別アセスメントにおいて考慮に入れるべき要素としては、犯罪者がいずれの段階でアセスメントを受けているかに応じて、犯罪者の性別、年齢、家族状況、養育・介護等の責任、社会経済的地位及び社会的孤立状況、仲間からの影響、教育及び職業訓練・スキル、職歴、住居・生活環境、健康状態（障害、薬物使用障害、過去のトラウマ、被害者になった経験、自殺・自傷のリスク及び精神的健康に影響するそ

の他の要因を含む。)が挙げられる。犯罪者の健康上の問題とその後の治療又はその他の介入に対する包括的な診断には、適切と認められる医療専門家による更なるアセスメントが必要となる場合がある。また、犯罪誘発要因、犯罪行為に関係する要因、保護的要因について考慮することも重要である。個別アセスメントは、司法分野、社会福祉分野その他の関係機関の関与を含む、適切な多職種連携の形で実施することが推奨される。

C. 社会内での更生及び非拘禁措置

基本原則II

非拘禁措置は再犯防止に寄与することから、加盟国は、適切な事案においては非拘禁措置の活用を推進すべきである。拘禁措置は最後の手段とすべきである。

15. 刑事司法の領域における意思決定では、最も制約的でない適切な措置を検討すべきである。そうした検討においては、犯罪者の権利、被害者の権利、公共安全と犯罪防止という社会の利益の間で適切なバランスを取ることが求められる⁸。拘禁措置を適用する場合、刑務所の環境は更生につながるものであるべきあり、適用される犯罪防止・刑事司法に関する国連の基準・規範に沿うべきである。刑務所の環境が更生に適していない場合、刑務所の管理が適用される国際人権法に準拠した更生につながる刑務所運営アプローチに沿っていない場合、又は釈放後のフォローアップとしての監督・支援がない場合には、再犯のリスクは抑えられるどころか増加しかねない。
16. 非拘禁措置の適切な利用は、犯罪者が社会との関係やつながりを維持することができることから、再犯防止に有益である。刑務所内よりも社会内で、犯罪者に自身の行為に対する責任を果たさせながら、より効果的に更生及び社会復帰のための介入を行うことの可否について、十分検討すべきである。よって、刑事司法制度は、公判前から判決後の処遇までを通じて、幅広い非拘禁措置を整備すべきである。非拘禁措置の種類は、各加盟国が、各国において可能な範囲内で決定する。選択可能な非拘禁措置の数及び種類は、常に一貫性のある量刑が可能になるような形で決定すべきである。各事案に適用する適切な非拘禁措置の選択は、確立した基準に基づくアセスメントに従い、個々の事案ごとに決定すべきである。

⁸ 東京ルールの規則1.4及び2.6を参照。

ダイバージョン

モデル戦略2

加盟国は、各犯罪の重大性、性質及び状況、並びに犯罪者の更生及び社会復帰に
としてのダイバージョンの効果を考慮して、ダイバージョンの活用を推進すべき
である。加盟国は、個別のアセスメントに基づく犯罪者のダイバージョンのため
の法律、政策又は手順（プロトコル）を採用することができる。

17. 判決に至るまでの刑事司法手続のあらゆる段階において、個人のための適正な手続
及び手続上の保護を尊重し、かつ刑事司法制度の主たる目的を念頭に置きながら、
刑罰によらずに犯罪に対処し再犯を防止する1つの手段として、ダイバージョンを
犯罪者に適用することが考えられる。犯罪者を、当人の同意を得た上で、必ずしも
正式な刑事司法手続によることなく、教育、指導、支援、修復的司法、処遇又は監
督プログラム（刑事司法制度外の監督を含む。）に付すことにより、刑事司法制度
との関わりを最小限にとどめつつ、スティグマの付与と社会からの疎外を緩和する
ことができる。
18. ダイバージョンは、これが適用可能な場面においては、法に抵触した若年成人に対
する望ましい処遇となりうる。また、ダイバージョンは、適用されうる国内法に従
い、適切かつ現実的に可能で、刑事司法手続の可能な限り早期の段階においては、
健康上の問題を抱える犯罪者に対する望ましい対処法となりうる。ダイバージョン
の活用は、必ずしも初犯に限られるものではなく、特に治療可能な疾患や障害が犯
罪行為の主要な要因となっている場合にも有効である。
19. 刑事司法機関には、ダイバージョンの活用及び個々の犯罪者にかかるプログラムに
付すための各機関の裁量の行使に関する明確な方針・ガイドラインが求められる。

公判前の身柄拘束

モデル戦略3

公判前の身柄拘束は、犯罪者の逃亡、さらなる罪を犯すこと、又は司法手続の妨
害を防ぐという目的に沿って、刑事司法手続における最終手段として用いるべき
である。加盟国は、再犯防止のための重要な措置として、公判前の身柄拘束に代

わる措置を策定及び適用し、身柄拘束を解かれた者への支援を検討すべきである。

20. 公判前の身柄拘束について、特に長期間にわたるものは、再犯のリスクを生み、あるいはこれを高めるおそれがあり、犯罪容疑の捜査並びに社会及び被害者の保護について適切に注意を払いながら、刑事司法手続における最後の手段として用いるべきである⁹。被疑者・被告人に対する公判前の身柄拘束決定は、個々の被疑者・被告人の逃亡、さらなる犯罪の実行、又は証拠隠滅などによる司法手続妨害のリスクに対処するために必要とされる場合に限るべきである。公判前の身柄拘束に付す場合、加盟国は、公判前に身柄を拘束された者に適用される、有罪が確定した受刑者との分離処遇などの特別な枠組¹⁰を尊重すべきである。
21. 保証人、保釈監督命令、その他裁判所による命令や誓約、また電子監視を含む監視措置など、公判前の身柄拘束に代わる幅広い措置を策定及び推進する必要がある。
22. そうした代替措置について、また公判前の身柄拘束、特に長期にわたる身柄拘束により生じるおそれのある悪影響について、判断権者の認識を高めるための取組が求められる。さらに、政府及び政府以外の主体（アクター）はいずれも、公判を控えている人々に対し、必要な支援を提供することを検討すべきである。特に長期にわたる公判前の身柄拘束を経験した場合や、その他の支援がない場合には、拘束を解かれた者に対し、その同意を得た上で、社会復帰に向けた支援を提供すべきである。
23. 公判前に身柄を拘束された者が、理解できる言語での法的助言、支援及び弁護活動を受けられるようにするため、またリスクのない者が身柄拘束を解かれるようにするために、そうした者に法的助言者¹¹へのアクセスが提供され、あるいは経済的な支援が必要な場合や適正な司法の実現のために必要な場合には、法律扶助提供者¹²へのアクセスが提供されるようにすべきである。

量刑

モデル戦略4

⁹ 東京ルールズの規則6.1を参照。

¹⁰ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則11及び111～120、並びにバンコク・ルールズの規則56を参照。

¹¹ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則61を参照。

¹² ネルソン・マンデラ・ルールズの規則61、並びに刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国連の原則及びガイドラインの段落8及び9及びガイドライン4を参照。

加盟国は、再犯者の場合を含め、適切な場合には、非拘禁措置の活用を量刑に含めるべきである。加盟国は、裁量なき量刑又は短期刑を不必要に科すことを避けるべきである。再犯防止に最も効果的な刑の宣告を促進するため、法的に利用可能な量刑前調査報告書、社会調査報告書又はその他の形で提供される関連情報を裁判所が参照できるようにすべきである。

24. 更生と社会復帰を通じた再犯の防止は、犯罪防止、犯罪からの社会の保護、公共の安全及び被害者の権利の保護とともに、量刑の主たる目的の1つと捉えるべきである。量刑の方針及び実務は、犯罪の重大性、性質及び犯罪の状況、並びに犯罪者の人格・背景を適切に考慮して量刑を個々に定める必要性を認識したものであるべきである。裁量のなき量刑方針は、その性質上、裁判官がそうした個別化を行い、犯罪者の更生及び再犯防止に関連する側面を決定に盛り込むことを制約するものである。さらに、加盟国は、罪刑均衡の原則に適合し、かつ適切とみなされる場合には、更生のための介入の機会がほとんどないのが通常である短期刑の適用を原則として控えることも検討し得る。
25. 量刑の方針及びガイドラインが利用される場合には、罪刑均衡の原則について考慮の上、適切な場合には再犯者の場合も含めて、非拘禁措置の活用も含めるべきである。加盟国は、司法による監督、保護観察、条件又は猶予付き刑罰（電子監視システム下でそうした刑に服することを含む。）、無条件釈放、社会奉仕活動命令、治療プログラム参加義務付け、損害賠償及び被害者への補償、身分上の制裁（資格・権利制限）及び罰金など、多様な社会内刑の選択肢を法律で定めるべきである。また、多くの女性犯罪者が有している被害経験及び養育・介護の役割を踏まえた、ジェンダーに配慮した非拘禁措置も必要である¹³。
26. 量刑前調査報告書、社会調査報告書又はその他の形で提供される関連情報は、裁判所が全ての犯罪者について客観的で、十分な情報に基づく量刑判断を行う上で極めて重要である。そうした報告書や類似の情報の作成を担う保護観察官及びその他の関係者のための具体的なガイドライン及び専門の研修は、量刑判断を行う裁判所が、犯罪者の犯罪からの離脱及び再犯防止の促進に最も寄与する量刑を決定する上で必要な情報を確実に得ることに資するものである。
27. 女性、若年成人及び脆弱な状況にある者（特定の精神的疾患・障害にある者を含む。）に対する量刑にあたって、量刑前調査報告書、社会調査報告書又はその他の

¹³ バンコク・ルールズの規則57を参照。

形で提供される関連情報を利用する場合、そうした情報の価値に特に重きを置くべきである。状況に応じて、家族関係、被害経験、育児責任、トラウマ経験及び精神的健康上のニーズに関する情報を含め、犯罪者の状況に関する関連情報を量刑判断時に司法当局に提供することが重要である¹⁴。同様に、状況に応じて、若年成人及びその犯罪の状況（家族関係、被害経験、トラウマ経験、幼少時の逆境的経験、教育及び医療ニーズに関する情報を含む。）については特別に考慮すべきである。

28. 裁判所は、社会内での措置を検討する際には、犯罪者が利用できる関連プログラムやリソースに関する情報や、犯罪者が社会復帰を果たすことがどの程度期待できるか、裁判所が課す条件や制限を守ることがどの程度期待できるかについてのアセスメントに基づいて決定を下すべきである。量刑前調査報告書を用いる場合、当該報告書の所見及び推奨事項はこの観点から極めて重要な情報源となるものであり、可能な限り実行可能なものとすべきである。
29. 特別なカテゴリーに属する犯罪者の量刑及び処遇、並びにそうした犯罪者の支援及び監視にあたっては、状況に応じてドラッグコート、先住民裁判所、少年裁判所、メンタルヘルス／ウェルネスコート、コミュニティコートなど、各分野に特化した問題解決型裁判所の実践から得られた教訓を勘案すべきである。

社会内での処遇

モデル戦略5

加盟国は、犯罪者に対し、適切な資格を有し、かつ研修を受けた適切なリソースを有する専門家による社会内での指導監督及び支援の提供を優先すべきである。非拘禁措置に付帯する条件は、個別化され、犯した罪に対して相応で明確、かつ犯罪者のリスク、ニーズ及び状況に対処するために必要なものに限られるべきであり、また定期的な見直し及び変更の対象とすべきである。

30. 加盟国は、犯罪者に対し社会内で十分な支援を提供できるよう、保護観察実施機関及び非拘禁措置の実施に関与するその他機関の強化に投資すべきである。社会内での処遇は、それが用いられる場合、犯罪者の単なる行動監視に留まらず、犯罪者がもたらすリスクの管理、犯罪者のニーズに応えるためのリソースの確保や調整、処遇プログラムの提供も含む、高度なスキルが必要とされる業務であることが実証さ

¹⁴ バンコク・ルールズの規則61を参照。

れている。そうした業務には、犯罪からの離脱を動機付け、望ましい行動を強化し、望ましくない行動の結果に対する責任を取らせるための有効な協働同盟（協力関係）を犯罪者との間で築き維持することが必要である。この点に関して、適切な資格を有し、かつ研修を受けた適切なリソースを有する専門家が犯罪者の監督と支援を担うことが重要である。可能であれば、そうした専門家には、刑事司法制度の対象となる人々の多様性が反映されるべきである。したがって、そうした専門家の年齢及び文化面での多様性を確保するとともに、その安全、精神的健康及びセルフケアのニーズに配慮するよう努めるべきである。

31. 保護観察命令、社会奉仕命令、条件付き及び執行猶予判決、刑務所からの一時帰宅、仮釈放、条件付き釈放及びその他の非拘禁措置には、再び罪を犯さないことに加えて、犯罪者が監督下で守らなければならない様々な条件を付すことができる。そうした条件を付す場合、罪に対して相応で、現実的で、かつ個々の犯罪者のリスク、ニーズ及び仕事のスケジュールや家庭における役割などの状況に合わせたものとすべきである。また、それらの条件を遵守可能なものとするためには、曖昧さを避け、明確に記載された条件とするべきである。犯罪者が置かれた状況の変化や進展を反映させるため、条件の見直し及び変更を行うための仕組みを設けるべきである。加えて、犯罪者に対して、個々の状況に応じた説明や指導を行い、条件を遵守した場合とこれを遵守しなかった場合の帰結、監督者の職責を含め、犯罪者が自身に求められていることを十分に認識できるようにすべきである。
32. 指導監督の条件が過剰にならず、こういった条件違反があった場合でも公正かつ効果的な対処が行われるようにするための法律上及び政策上の手続が必要である。条件違反があった場合、処分等の決定権者は、それを故意又は反抗的態度に基づくものと捉えるのではなく、具体的事情に注意を払い考慮すべきである。依存症のメカニズムや再発（リラプス）行動の防止、また虐待やトラウマ経験者が直面する様々な障壁についての教育や研修を処遇に関与する全ての専門家に施すべきである。また、そうした専門家には、年齢に適した対応及び文化やジェンダーに配慮した対応をすることの重要性を自覚させるべきである。社会内での監督を取り消す決定は、東京ルールズ¹⁵の該当する規定を踏まえて、監督を担う専門家と協議し、裁判所又はその他の権限のある当局による慎重な審査を実施した上で行うべきである。
33. 社会内で処遇されている犯罪者又は公判前に釈放された被疑者・被告人の行動の監督や監視に電子的手段を利用する場合は、当該手段の利用が罪に対して相応であ

¹⁵ 東京ルールズの規則14.2～14.4及び14.6を参照。

り、公正、効果的、非差別的であり、かつ対象者の権利を全面的に尊重するものとなるよう、明確な法律上及び政策上の基準・規則を採用することが必要である。電子監視機器の導入に当たっては、事前に利用の目的、方針及びガイドラインを定めるとともに、当該分野での技術の発展を考慮し機器の効果及び生じうるマイナスの影響を評価するため、定期的な見直しを行うべきである。電子監視機器は、監督そのものではなく監督を補助するものであること、適切な人的支援を伴わなければ犯罪者の行動変容を促すことはできないことについて、研修や啓発活動は強調すべきである。

34. 刑事司法制度の管理下に置かれる者の増加に繋がる大量監視やネットワイドニング（司法の網の拡大）を防止するよう努めるべきである。特に低リスク犯罪者にとって、不必要な監督を過剰に適用することは、かえって再犯リスクを高めるおそれがある。

D. 矯正施設における更生及び社会復帰支援

基本原則III

受刑者の出所後の再犯の防止は、適切な更生プログラムの実施だけでなく、安全で安心できる人道的な収容環境と、慎重に管理された社会復帰プロセスを確保することにかかっている。

35. 受刑者が社会復帰を果たし、法を守って自立した生活を送ることができるようにするために刑務所で過ごす時間が活用されなければ、拘禁刑によって社会を犯罪から守り、再犯を減らすことはできない¹⁶。効果的な更生プログラムは、刑務所全体において、適用されうる最低基準に沿った、一定水準を満たす安全な環境及び適切な資格を有する職員による人道的な処遇環境において実施されるべきである。刑務官は、受刑者に対し、所内プログラムへ参加する動機付けやその他の支援を行う、受刑者の更生にとって極めて重要な役割を担う存在であり、受刑者と職員との前向きで向社会的な関係も更生を成功させるためには重要となる。

刑務所環境

モデル戦略6

¹⁶ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則4段落1を参照。

刑務所当局は、釈放後の再犯の可能性を減らすため、刑務所の運営及び環境をネルソン・マンデラ・ルールズ及びバンコク・ルールズに適合させるための取組を強化すべきである。

36. 受刑者の出所後の再犯を防止するための基礎となるネルソン・マンデラ・ルールズ及びバンコク・ルールズに沿って、加盟国は、受刑者が人間として本来有する尊厳に対する公正かつ適正な取扱いの下で、個人的、司法的、道徳的及び社会的な更生に向けた支援を受けられるようにすること、刑務所における生活が実社会での生活に可能な限り近いものとする、適切な刑務所運営及びケース管理を行い、過剰収容、劣悪な刑務所環境、刑務所内の暴力及び腐敗に対処すること、個々の受刑者の個別のリスク及びニーズに応じた介入、治療プログラム、教育、職業訓練及び作業を提供すること、地域社会及び家族とのつながりを維持できるようにすること、さらには部内及び部外からの監視・監査の仕組みを整備し、必要に応じて外部調査が行われるようにすることにより、更生を促進する刑務所環境を整備すべきである。刑務所で実施する更生プログラムが有意義かつ効果的なものとなるためには、このような基準及びその他の関連する基準が満たされることが極めて重要であり、優先的に注力し、予算を配分すべきである。加盟国は、「ノーマリティ」の原則、すなわち拘禁環境を可能な限り地域社会に近づけることにより、受刑者の責任感や本来有する人間としての尊厳に対する敬意を損なうおそれのある刑務所での生活と釈放後の生活との隔たりを最小限にとどめるべきである、という原則の実現に向けて尽力することが奨励される¹⁷。
37. 刑務所においては、受刑者の個別のアセスメントを入所後可能な限り速やかに実施し、刑務所当局が受刑者の保安上、拘禁上及び更生上の多様なニーズを的確に把握し、そうしたニーズに従って受刑者を分類できるようにすべきである¹⁸。特定の種類の犯罪に特化したアプローチの策定が必要となる場合もある。受刑者の分類及び保安区分並びに適切な施設内処遇への割当てを決定するに当たっては、犯罪者の法的地位、罪名及び刑期の長さによりのみ依拠すべきではなく、またこれらについて定期的に見直すべきである¹⁹。刑務所当局は、保安区分のレベルが引き下げられた受刑者を、釈放後の社会復帰に効果的に備えさせるべく、より警備レベルや制限が緩和され、また責任が大きく、社会との接点を持ちやすい施設に移送することを検討すべきである。

¹⁷ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則5を参照。

¹⁸ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則92及び93を参照。

¹⁹ 段落12を参照。

38. 新しい刑務所の建設及び既存施設の改修に当たっては、家族、パートナー、各種サービス及び適切な資格を有する職員に対するアクセスの確保を含め、更生につながる要素を有し、より小規模で拘禁施設的な性格の薄い設計とするよう十分留意すべきである²⁰。国連最低基準に沿った形での職員の採用と研修²¹が極めて重要であり、職務遂行及び秩序の維持は刑務所当局のみが行い、刑務所内で犯罪者のヒエラルキーが形成されることや犯罪活動が行われることを一切許容しないための監督及び説明責任の仕組みも同様に重要である。規律と秩序の維持に関して、刑務所当局は、規律違反を防止し、または諍いを解決するため、可能な範囲で、紛争予防、調停又はその他の代替的な紛争解決手段を利用することが推奨される²²。厳正単独拘禁²³は、更生プログラムを利用できなくなることや、そうした処遇が受刑者の身体的及び精神的健康に深刻なマイナスの影響をもたらすことから再犯のリスクを高めることが明らかとなっており、その適用を最小限に抑えるよう努力すべきである。

家族との面会

モデル戦略7

受刑者とその家族及び友人との間の建設的な接触は、受刑者の良好な社会復帰にとって極めて重要なものと考えらるべきである。刑務所の運営方針及び規則に、特に家族との関係を維持し発展させることの重要性を明記し、反映させるべきである。

39. 受刑者は、可能な限り、自宅に近い施設に収容すべきである。外国人の受刑者について、その同意を得て母国に移送することは、家族との接触及び文化的に適切な更生支援を可能にすることで、社会復帰の可能性を高めることができる。家族面会においては、受刑者と面会者との直接接触を認める開放的な面会を推進すべきであり、特に子どもとの面会の禁止は原則として行わないとの推定が働くべきである。また、家族が遠方に居住している場合や面会が困難な場合などには、家族のニーズに対応するため、面会制度の利用の柔軟性に加え、電話やビデオ通話の利用といった補完的措置を確保すべきである。家族以外の者であっても、受刑者に良好な影響を与える者については、その面会等に関する方針を策定すべきであり、受刑者は、誰が面会を許可されるかについて意見を聴取され、報復を防止する措置を講じた上で、特定の人物との面会を拒否する権利を与えられるべきである。薬物使用障害の

²⁰ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則89段落3を参照。

²¹ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則74～78を参照。

²² ネルソン・マンデラ・ルールズの規則38段落1を参照。

²³ ネルソン・マンデラ・ルールズの規則45を参照。

ある受刑者の家族を支援する取組などを含め、受刑者が刑務所から出所する際に、家族が直面する生活面、感情面及び対人面での問題に対処するための支援を受刑者の家族に対しても提供すべきである。

刑務所内でのプログラム

モデル戦略8

加盟国は、非拘禁措置を受けている犯罪者及び刑務所で刑に服している犯罪者の両方に対し、犯罪の原因に対処するためのプログラムを利用可能にするよう投資すべきである^a。加えて、矯正施設内のプログラムは、搾取となる可能性を避けるとともに、犯罪者の釈放後の社会復帰の可能性を高めることを目指すべきである。

^a セクションEを参照。

40. 加盟国は、モデル戦略10にいう更生プログラムの実施について刑務所当局を可能な限り支援すべきである²⁴。さらに、認証された教育、職業訓練及び有償の作業プログラムへのアクセスを確保することは、受刑者の前向きな自己認識を高め、釈放後の就労可能性を高め、地域社会との良好なつながりを強化する上で有用となりうる。このことは、個々の再犯事例においては、しばしば単純な経済的ニーズにとどまらない複雑な原因があるという事実を否定するものではない。労働市場で求められるスキルについての適切な調査、公正な給与と訓練の提供を確保するために実施する地域の協力企業のアセスメント、受刑者を搾取又はその他酷使するような労働条件を回避し、労働に対する適正な報酬が支払われるようにするための厳格な対策、就労可能性を高めるための実社会で取得できるものと同様の認定資格の付与、並びにジェンダーに対するステレオタイプによって女性と男性を区別しない訓練及び就労機会の提供が必要である²⁵。
41. 関連する政府関係者と市民社会団体が、釈放後の現実的な地域への定着に向けた計画の策定などを通じて、刑務所内プログラムの実施及び受刑者に釈放後の社会復帰に備えさせる取組に関与することが重要である。

²⁴ 段落48を参照。

²⁵ バンコク・ルールズの規則42の注釈を参照（国連薬物・犯罪事務所、バンコク・ルールズ：女性非拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（注釈付き）（2011年））。

釈放及び社会復帰への準備

モデル戦略9

刑務所当局は、住居、就労、保健及び社会福祉に関する支援の提供を通じて、犯罪者が拘禁下の環境から地域社会に途切れなく移行できるよう、刑事司法実務家及び該当する政府関係者並びに非政府関係者と緊密に協力すべきである。社会復帰の準備は、犯罪者が刑務所に入所した時点から開始し、支援は、受刑者が出所した後、あるいは出所後の社会内での監督を終えた後も必要に応じて継続すべきである。

42. 受刑者が地域社会の中で刑期を過ごすことを認める半開放型及び開放型の刑務所は、受刑者、特に長期の刑期を務めた者の社会復帰及び刑務所から地域社会への段階的な移行の支援に寄与しうる。監督を条件とする早期釈放や、生活態度が良好な犯罪者に対する一時的な釈放を認める仮釈放や条件付釈放の制度は、公共の安全を損なうことなく犯罪者の社会復帰を支える上で重要な役割を果たしうる。更生保護施設／中間施設、移行センター、地域生活定着施設、釈放前施設といった監督付き居住環境は、犯罪者が拘禁環境から実社会での生活に計画的に移行できるよう支援し、犯罪者が外の世界と実質的な関わりを持ち、家族、支援ネットワーク及び現在又は将来の雇用主と接触を持つことができるようにするものである。加盟国に対し、実現可能であれば、そうした施設を設置することを推奨する。
43. 再犯リスクは、受刑者の出所直後の時期に特に高まる。出所前の時期に地域社会内の各種サービスと受刑者をつなげることにより、受刑者が釈放後の生活に備えるための機会を与えることができる。社会復帰プロセス全体を通じて支援が継続されるようにするために、刑務所、保護観察、仮釈放及び地域社会における更生支援の間の機関横断的な協力及び連絡が極めて重要である。身柄拘束から釈放された者を対象とした就労機会やインターンシップの機会を模索するために、民間の関係者に関与させることも考えられる。厳正単独拘禁やこれに類する措置が受刑者の精神的・身体的な健康及び福祉に及ぼすおそれのある悪影響に鑑み、そうした措置を受けた受刑者が釈放された際には、特に手厚い社会復帰支援を得られるよう考慮すべきである。
44. 個別アセスメントに基づき、釈放に向けた準備段階において家族との交流機会を拡充し、家族の関与を増やすことにより、社会復帰を一層促進することが可能となる。この点に関して、性暴力や家庭内暴力を含む暴力歴を有する可能性について

は、被害者から関連する情報を得るなどした上で、十分に考慮する必要がある。早期釈放に関する決定は、受刑者の親としての責任など、家族状況及び家族の再統合に関する特定のニーズや課題を適切に考慮した上でなされるべきである。

45. 受刑者の釈放時には、住居、就労、健康及び社会福祉に関する支援の提供を優先的に行うべきである。可能な場合には経済的支援について検討し、元受刑者が社会復帰に不可欠な各種サービスの利用を妨げられることがないよう、様々な形の社会支援及び各種サービスの受給資格に関する既存の政策・運用を見直すべきである。

E. 犯罪原因への対処

基本原則IV

再犯防止のための更生プログラム及びその他の介入は、個々の犯罪者のニーズ及び犯罪を行うことになった原因に対応したものとすべきである。

46. 更生プログラム及びその他の介入措置を策定・実施するにあたり、当局は、再犯を防止し、再犯可能性を下げるために、犯罪者の個別の犯罪誘発要因及び犯罪を行った根本原因を理解し、考慮すべきであり、また全ての作業・就労関連プログラムが再犯防止に有効とは限らないことを認識すべきである。個々人が罪を犯すに至った具体的な原因に対処しない介入は、再犯可能性を下げることができないばかりか、逆に高めるおそれさえある。

更生プログラム

モデル戦略10

更生プログラムは、社会内で行われるか拘禁下の環境で行われるかを問わず、科学的根拠に基づき、年齢に適し、文化及びジェンダーに配慮したものとすべきであり、また定期的な見直し及び評価を行うべきである。

47. 更生プログラムは、個別アセスメントの所見及び処遇指針を踏まえたものとすべきである。そうしたプログラムの成否は、プログラム担当者の能力及び態度、当該プログラムが採るアプローチの公平性や一貫性に左右される。犯罪者の動機付けと反応性も重要な要素であり、プログラムは年齢に適した、文化及びジェンダーに配慮したものとすべきである。

48. 加盟国は、社会内及び拘禁下の環境の両方での適用を想定した幅広い包括的な更生プログラムを策定することが推奨される。具体的な更生プログラムの例としては、様々なレベルの教育、職業訓練、就労支援、身体的及び精神的医療（心理的支援及びカウンセリングを含む。）、認知行動療法、再発防止、アンガーマネジメント、信仰に基づくプログラム、物質使用障害などの疾患治療、生活スキル訓練や家族向けプログラム、文化活動、運動・スポーツ及びその他の建設的な活動又は支援が考えられる。手続や参加資格を明確にすることを含め、更生プログラムが整備され、利用可能であることが極めて重要である。オンライン学習のような新しい技術を活用する可能性も同様に検討すべきである。
49. 更生プログラムは、その有効性を裏付ける根拠に基づき、明確な「変化の理論」に支えられたものであるべきであり、また利用可能なリソースに制約があることを認識した上で、特に再犯リスクの高い者を優先すべきである。加盟国は、新規プログラムの認証手続の策定、開発過程での試行、導入後の継続的なモニタリング、担当者のプログラム実施、指導、支援に係る能力のモニタリングを含む、効果の検証を検討すべきである。

修復的司法

モデル戦略11

修復的司法プログラムの活用は、従来の刑事司法による介入に代わるものとして、又はこれと組み合わせて取り入れる選択肢として考慮されるべきである。修復的司法プログラムの価値は認識されるべきである。そのようなプログラムは、同意及び適切な安全対策の下で被害者の回復を促すことにより、犯罪の影響を受けた者の権利、ニーズ及び利益を守るものである。また、そのようなプログラムは、加害者が自身の犯罪によって被害者及び社会全体に与えた有害な影響について責任を取ることを可能にし、これにより、更生及び社会復帰の可能性を高めるものである。

50. 修復的司法プログラム及びその実施は、犯罪行為が法に違反するだけでなく、被害者及び地域社会にも影響を与えるものであるという基本原則に立脚し、犯罪に関与し、あるいはその影響を受けた者の権利、ニーズ及び利益を守る仕組みである。修復的司法プログラムは、刑の言い渡しの段階や刑の執行中を含め、刑事司法プロセスのあらゆる段階で用いることができる。修復的司法は、影響を受けた全ての者が

関与するプロセスを通じて、加害者が自らの行為の責任を取ることができるようにするとともに、犯罪によって生じた損害を回復することを目指すものである。こうしたアプローチは歴史的に多くの文化において活用されてきたところ、被害者・加害者間の調停、修復的カンファレンスやサークルなどの修復的プロセスは、現代の刑事司法制度において、正式な刑事司法プロセスに代わるもの又はこれを補完するものとして組み込まれることが増えている。手続上の安全措置²⁶に従い、加害者・被害者双方の権利及びニーズに適切に注意を払い、かつインフォームド・コンセントを確保した上で修復的アプローチを採ることによって、加害者が再び罪を犯す可能性を減らすことができる。また、修復的司法プログラムを、再犯に関する個別のリスク要因に対処するための他の介入と組み合わせて用いることを検討することも重要である。

51. 有効な修復的司法プログラムは社会集団ごとに異なることを念頭に置いた上で、刑事司法の専門家やそうしたプログラムの適用に関与しうる人たちに対し、プログラムの整備状況や利用方法も含め、修復的司法プログラムに関する意識の向上と知識の強化を図ることが極めて重要である。また、調停者や修復的司法のファシリテーターに専門的な研修を実施すること及び適切な紹介のための組織横断的な連携体制を確立することも重要である。修復的司法プロセスへの地域社会の関与は、帰属と連帯の感覚を強化する上で大いに有意義なことである。市民社会団体は、刑事司法プロセスに代わるアプローチとして修復的司法プログラムを管理・実施するにふさわしい存在となりうる。そうしたプログラムを実施する組織に対する支援及びモニタリングが行われるとともに、プログラムが法執行機関及び刑事司法機関との合意と協働のための手順（プロトコル）に基づいて実施されることが望ましい。学校など、刑事司法セクター以外の場で修復的司法プログラムを活用することもまた、修復的司法のアプローチに対する地域社会の支持を得る上で重要な役割を果たすことができる。

犯罪歴

モデル戦略12

犯罪者の良好な社会復帰の可能性を高めるため、加盟国は、犯罪の記録及び各種の登録情報に対する権限ある当局以外の者による無制限のアクセスを制約すると

²⁶ 刑事事件における修復的司法プログラムの適用に関する基本原則（経済社会理事会決議2002/12、付属資料）は、加盟国に対し、修復的司法プロセスの適用判断基準及び必要な手続上の安全措置を設定する上での指針を示している。法律扶助サービス部門の役割については、刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国連の原則及びガイドライン（国連総会決議67/187、付属資料）、段落1～13、原則4及びガイドライン7を参照。

ともに、その開示をごく限られた所定の場合に限定することを検討すべきである。そうした記録への限定的なアクセスを許可する決定は、公衆の保護に関するリスクに応じて、かつ国内法に従って行うべきである。

52. 犯罪の記録及び各種の登録情報に対する権限ある当局以外からの無制限のアクセスは、犯罪者の円滑な社会復帰に悪影響を及ぼすおそれがある。特に犯罪からの離脱を果たし、良好な社会復帰を達成している犯罪者について、加盟国は、雇用主となる可能性のある事業者やその他の外部関係者による身上調査に関しては、犯罪記録を抹消又は非公開とする可能性を検討すべきである。アクセスを可能とする期間を含め、犯罪記録へのアクセスの許可又は制約の程度は、犯罪者の社会復帰上のニーズ及び犯罪者が犯した罪によって生じる公衆の保護に対するリスクを考慮した上で、適用される国内法により可能な限り規制すべきである。状況に応じて、若年成人の犯罪記録については、さらなるスティグマ化を回避し社会復帰を支援するため、特別な配慮をすべきである。

F. 連携、地域社会の関与、能力構築及び持続可能性

基本原則V

再犯防止には、刑事司法分野だけでなく、社会のあらゆる関連分野からの積極的な参加が必要であり、連携、外部への働きかけ、研修及び持続可能性を確保するための施策に、相当の時間とリソースを投入すべきである。

53. 刑事司法分野内外の幅広い関係者の間で連携を確立すべきであり、関連する政策の目的及び根拠が一般の人々に明確に伝わるよう努力すべきである。更生及び社会復帰支援に関与する刑事司法の専門家及びその他の専門家を対象とする研修に優先的に資金を投入するとともに、国の法律、政策及び戦略において、再犯防止に明確に触れられるべきである。

連携と協働

モデル戦略13

刑事司法機関相互及びその他の関係する利害関係者との協力及び協働のため、明確な手順（プロトコル）を整備すべきである。

54. 再犯防止の取組には、さまざまな刑事司法機関の間の緊密な協力が必要である。例えば、司法当局が、公正で、犯罪と均衡した量刑判断を行う上で、様々な分野の専門家が提供する情報を参考にすることがあり、国内の組織横断的な連携が有効である。保護観察制度が存在する場合、刑務所から出所した人々の円滑な社会復帰には、保護観察実施機関と刑務所当局との緊密な協力が必要となる。ダイバージョンを含む非拘禁措置の実施にあたっては、複数の司法機関の関与が必要となる場合があるため、警察、検察及び裁判所は、そうした非拘禁措置について十分に理解しておくべきである。プライバシー保護及び秘密保持の原則に従った関係情報の共有に関する規定を含め、協働のための手順（プロトコル）を整備すべきである。
55. 社会福祉機関、被害者支援機関、保健機関、雇用主及び就業支援機関、住宅機関、研修機関、ボランティア、市民社会団体など、犯罪者の更生及び社会復帰に関与し得る全ての利害関係者の参加及び相互協力を、加盟国が積極的に支援することが重要である。ただし、案件ごとに責任を負う主導機関又は個人を明確に指定し、取組の重複や潜在的に望ましくない影響を及ぼしうるような介入が行われないことが重要である。複数機関間の協力のための、明確に定義された適切な仕組み及び手順（プロトコル）を策定すべきであり、関係する全ての機関の使命及び実務に社会復帰支援の責務が組み込まれることが重要である²⁷。

ボランティアと市民社会団体

モデル戦略14

犯罪者の更生及び社会復帰に対して、ボランティアや市民社会団体が貢献する可能性を認識し、その推進及び支援を図るべきである。

56. 刑務所内及び地域社会内で活動するボランティアや市民社会団体との協力関係を認識し、積極的に支援すべきである。適切な法的枠組みの中で、かつ管轄する当局の監督及び責任の下で、市民社会団体は、選考及び適切な研修を経た上で、量刑前調査報告書の作成、非拘禁措置の実施及び拘禁環境から社会復帰の過程にある者の支援に関与することができる。
57. ボランティアの活動としては、ピアサポート（当事者による支援）プログラム、犯罪者と地域社会のつながり作り、社会復帰過程における実務的な支援の提供への関

²⁷ 東京ルールの規則1.2、17.1及び18.4を参照。

与などが考えられる。こうした過程において、更生保護ボランティア²⁸の役割が極めて重要となる。そうしたボランティアの人々は、犯罪者が最終的に戻っていく一般社会の一員でもあり、社会復帰を促進する触媒としての役割を果たすことができる。また、ボランティアは、地域社会が関与する基盤を提供し、犯罪者の社会復帰の重要性に対する人々の意識を高める上で重要な役割をも果たすことができる。

58. 若者ボランティアや若者を中心とした市民社会団体は、軽微な罪を犯し司法手続の対象となった児童やその他の特定の犯罪者の更生と社会復帰にとって極めて重要な役割を果たす存在と位置づけることができる。若者ボランティアは、そうした犯罪者の主体性を高め、日々の課題によりよく対処し、犯罪への関与から離脱するための生活スキルを獲得していく過程において、変容を促す触媒として大きな役割を果たすことができる。若者ボランティアには、権限ある機関からのより一層の支援が必要となる場合がある。
59. 市民社会団体及び更生保護ボランティアの説明責任及びその活動の持続可能性を維持するための法律上及び行政上の仕組みを構築すべきである。そうした仕組みには、慎重な募集、選考、研修、実務的・金銭的・心理的な指導及び支援、評価、権限ある機関によるモニタリング及び監督が含まれるべきである。また、関連イベント、啓発活動、熱心なボランティアへの表彰、全国的なボランティア団体への支援、国際ボランティア・ネットワークの構築などを通じて、そうした団体及びボランティアを広く紹介しその貢献を称えることを含め、その活動に対する社会的認知の向上を図ることも重要である。

啓発と理解

モデル戦略15

加盟国は、特に非拘禁措置や犯罪者の社会復帰のためのその他の措置を受け容れ、これを支持するよう促す運動など、再犯防止のための取組に対する一般市民の意識と理解を高めるためのキャンペーンや広報プログラムを企画し実施すべきである。

60. 再犯防止と社会の安全の向上のための非拘禁措置やその他の措置及び手法の背景にある根拠と利点について、一般市民の理解を高めるよう努めることが極めて重要で

²⁸ Community Probation Volunteer（ケニア）、保護司（日本）、保護観察委員（韓国）、Volunteer Probation Assistants（フィリピン）、Volunteer Probation Officers（シンガポール）など。

ある。費用対効果の分析は、一般市民や政策立案者に対して理解を求めるための重要なツールとなることも考えられる。一般市民の受容と意識の向上は、刑務所から出所した人々や非拘禁措置を受けた人々が経験するスティグマを軽減することに役立つ。啓発活動は、国レベル及び地域レベルで様々な形で行うことが考えられるが、そうした活動では、犯罪者の社会復帰には地域社会の支援が不可欠であり、ひいては被害者を減らし公共の安全を高めることにつながるという共通のメッセージを伝えるべきである。地域社会のリーダーや市民社会団体などは、この点において重要な役割を担う存在であり、犯罪者の多様かつ複雑なニーズに対応し、また犯罪者が戻っていく地域社会において必要な支援体制を構築するために、積極的に関与すべきである²⁹。

能力構築

モデル戦略16

加盟国は、刑事司法に携わる関係者が再犯防止に関して果たしうる重要な役割を認識し強化すべきである。国際的な標準とグッドプラクティスに沿い、適切なリソースを利用して専門的な研修プログラムを開発・実施すべきであり、刑事司法セクター内及びその他の関係者との間における交流と能力開発の機会を提供すべきである。

61. 刑務官や保護観察官など、最前線で犯罪者に接する仕事をする専門家の研修、専門的な能力の向上及び指導に投資すること、並びにそうした人々が安心して職務遂行できるように考慮された職務環境を確保することが極めて重要である。可能な場合には、再犯防止のための組織・領域横断的アプローチを促進するため、刑務所職員と保護観察職員の共同研修及び他の機関や市民社会の人々との研修の機会を設けるべきである。
62. 更生を成功させるには、犯罪者と刑務所・保護観察所の職員の間のある良好な向社会的関係が重要となる。これらの職員が、収容・監督という役割を超えて、犯罪者との間で建設的な関係を構築し、向社会的な行動の模範を示し、犯罪からの離脱と再犯防止に向けた実践的な支援やリソースを提供することのできる熟練した実務者、すなわち立ち直りを支える者として、その役割を果たすことができるように投資し、強化する必要がある。これらの点を刑務所職員及び保護観察所職員の採用方針、選

²⁹ 持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言（国連総会決議76/181、付属資料）。

考手順及び研修に反映すべきである。

63. 警察、検察、弁護士、裁判機関など、その他の司法関係者に対し、拘禁刑及び非拘禁措置の目的とその影響について理解するための教育及び研修を実施することもまた重要である。さらに、刑務所内及び社会内での効果的で科学的な根拠に基づく更生・社会復帰プログラムを支援し実施するため、ピアサポート（当事者による支援）提供者を含む市民社会団体及びボランティアの能力を育成・支援することも必要である。
64. 加盟国の要請に応じて、専門的な研修プログラムやその他の能力構築活動を計画・実施するための技術支援を加盟国に提供すべきである。この点に関して、刑事司法に携わる職員及びボランティアを含め、該当するその他の関係者の間で経験及びグッドプラクティスを共有していくことを国内及び国際的な場で推進すべきである。この点に関して、各国において専門家の人材リストを整備することがいっそう有益と考えられる。

持続可能性

モデル戦略17

加盟国は、必要に応じて、再犯防止のための国家戦略及び行動計画を策定すべきである。

65. 効果的な犯罪者更生・社会復帰のための政策及びプログラムの構築に向けた戦略的かつ持続可能なアプローチには、実効性のある法律、規則及び政策が必要である。加盟国は、犯罪防止・刑事司法に関する国連の基準・規範、機関横断的な協力及び拘禁に代わる手段等の措置を考慮した上で、刑事司法機関の適切な運営を妨げ、又は困難にするような法政策上の不備、その他の規制上の障壁を特定し、これに対処するための法的検討を行うべきである。そうした検討では、量刑方針（裁量なき量刑又は短期刑に関するものを含む。）、並びに公判前勾留及び修復的司法プログラムの適用に関する政策を対象とすべきである³⁰。刑務所からの仮釈放又は条件付き釈放について、実効性ある制度とするため、社会内での効果的な指導監督及び支援の明確な仕組み（予算的な支持を含む。）に関する規定を設けるべきである。

³⁰ セクションC及びEを参照。

66. 政府全体及び社会全体での長期的な再犯防止の取組により、犯罪者が刑事司法制度との関わりを終えた後も社会内で必要なサービスを受けられるようにするため、各加盟国において達成すべき目標に対する明確なビジョンを提示するとともに、関連するステークホルダーの役割及び責任を明記し、プログラムを実施するメカニズムを定めた国家戦略を（関連する行動計画と共に）策定することが推奨される。国家戦略を策定することにより、財源を集め、上記のような機関横断的な協力体制及び手順（プロトコル）の整備を促すとともに、再犯防止のための継続的な政治的コミットメントを強化することができる。

G. 研究と評価

基本原則VI

加盟国は、再犯の傾向及び対応策の効果に関する研究（比較研究及び分野横断的な研究を含む）に資源を投入することが強く奨励される。

67. 再犯に関し、何を測定し、どのような方法でデータ収集・分析を行うかに関する全ての判断は、犯罪者の更生及び社会復帰の見込みを高める科学的根拠に基づいた政策の策定に寄与するという最終的な目的に沿って行われるべきである。

測定とモニタリング

モデル戦略18

研究を実施する者又はデータを提供する者は、明確な定義付け及びその結果を裏づける科学的分析を行い、再犯率にとどまらない幅広い指標を検討対象とすべきである。更生及び再犯という複雑な課題に関する質の高い研究結果が得られるようにするため、全ての研究はジェンダーに配慮したアプローチ、文化的差異及び偏見の可能性を考慮に入れ、必要な資質を有する職員によって実施されるべきであり、また適切な場合には大学その他の学術機関との共同研究も活用すべきである。

68. 研究の第一歩として各国における再犯の定義を明確にすることが重要であるが、世界的な知見の蓄積に寄与しうる比較可能なデータを得るには国際的に標準化された定義及び測定手段が有用である。何らかの研究や取組に関して「再犯」という用語を使用する際には必ず、その用語の具体的な定義を示さなければならない。報告さ

れた再犯率の差異及び変化は、統計的に有意であるかという点や実務への影響を考慮して分析し、以後の政策及びプログラム策定の指針とすべきである。逮捕及び公判前の身柄拘束の割合を、再犯を測る指標として使用するときは、無罪推定の基本的権利について明記するとともに全面的に尊重しなければならない。

69. そもそも犯罪の検知・通報件数は実際の発生件数より少ないため、刑事司法当局が保持する管理上の統計資料に加えて、その他の再犯測定手段も検討すべきである。検知・通報件数の少なさは、特に、家庭内暴力やその他ジェンダーに基づく暴力（テクノロジーの進歩によって助長されるジェンダーに基づく暴力を含む。）など、特定の種類の犯罪について顕著である。
70. 研究においては、就労、住居、教育、健康及びウェルビーイングの領域における個人の成長など、社会復帰の成果を測定する積極的な指標も対象とすることが重要である。自己申告に基づく調査により、検知・通報されていない再犯を明らかにし、重要な政策上及び運用上の問題を掘り起こすことも考えられる。実際に刑事司法制度との関わりを持った経験のある人々からの定性的なデータの収集は、再犯の原因について理解を深め、「何が有効なのか」に関する知見の蓄積に資するものであり、政策形成に不可欠な要素である。
71. 再犯に関する研究では、ジェンダーに配慮したアプローチ及び地域社会や、国、地域ごとの文化的多様性を考慮に入れるべきである。再犯率に影響を与えるような、個々の経緯や状況に特有の再犯傾向や、構造的差別などの制度的バイアスが存在する可能性がある。特定の再犯防止プログラムについて、異なる状況の下で適用できるか否かについては慎重に検討されるべきである。
72. 国内・国際レベルでのデータ収集、研究及び評価に関する情報共有及び技術支援について、成果が見込まれる手法の共有や共同研究を含め、支援・促進されなければならない。